

<コラム3> 日米の失業者の定義の違い

失業者の定義については、日米ともにILOの基準に従い、①仕事をもたず、②現在就業可能であり、③仕事を探していた——との3要件を満たす者とされているが、求職活動期間や家族従業者の取り扱いにおいて下表のとおり若干の違いがある。

また、レイオフ（一時休業）の扱いについて、アメリカではレイオフされた後に復職を待っている者は求職活動の有無を問わず失業者に含めるが、日本の一時休業の場合は、雇用関係が一般に継続しているため、就業者に含めている。

日・米失業者の定義の相違

| | 求職活動期間 | | 求職活動の結果を待っている | 家族従業者(就業時間) | | 就業内定者 |
|------|--------|--------|---------------|-------------|---------|--------|
| | 過去1週間 | 過去2～4週 | | 週15時間未満 | 週15時間以上 | |
| 日本 | 失業者 | 非労働力人口 | 失業者 | 就業者 | 就業者 | 非労働力人口 |
| アメリカ | 失業者 | 失業者 | 非労働力人口 | 非労働力人口 | 就業者 | 非労働力人口 |

注) 求職活動の結果を待っている場合（アメリカ）や、就業内定の場合でも、求職活動を行っていれば失業者にカウントされる。

日本定義からアメリカ定義への修正については、おおむね以下の①から③の修正を行うことになる。

- ① 過去2～4週間に求職活動を行った者 : 非労働力人口→失業者
- ② 求職活動の結果を待っている者
 - イ 過去2～4週間に求職活動を行った者 : 変更なし
 - ロ 過去1か月以内に求職活動を行っていない者 : 失業者→非労働力人口
- ③ 家族従業者のうち、週15時間未満の就業者 : 就業者→非労働力人口

2006年について総務省「労働力調査年報詳細結果」を活用して、上記①～③の修正を行い、日本定義の失業者数等をアメリカ定義に変更すると、以下のようになる。

4 失業・失業保険・雇用調整

(日本定義)

失業者数：275万人，労働力人口：6,657万人，完全失業率：4.1%

(注：上記の数字は、全て2006年の原数値。)

- ① に該当する者（非労働力人口のうち過去1か月に求職活動があり，仕事にすぐ就ける者。ただし，「家事・育児のため仕事があっても続けられそうにない」者を除く）→25万人
- ② の口に該当する者（完全失業者のうち，過去1か月以内に求職活動を行っていない者）→66万人
- ③ に該当する者（家族従業者のうち，1週間の就業時間が15時間未満の者）→33万人

(アメリカ定義への修正)

| | | | |
|-------|---|---------|--------------------|
| 失業者数 | ： | 234万人 | (=275+25-66) |
| 労働力人口 | ： | 6,583万人 | (=6,657-66-33) |
| 完全失業率 | ： | 3.6% | (=(234÷6,583)×100) |

資料出所 厚生労働省(2002)「平成14年版労働経済白書」，総務省(2007)「平成18年労働力調査年報（基本集計，詳細結果）」